

欧州委員会による標準必須特許に関する規則案の概要と反発，そして世界の動向

大 貫 敏 史*

抄 録 欧州委員会（European Commission：EC）は2023年4月27日、標準必須特許（Standard Essential Patents：SEP）に関する規則案を発表した。透明性や予見可能性の欠如により長引く紛争や訴訟が問題視されてきたSEPライセンスに関して、SEPの登録・公開、累積ロイヤルティの算定、SEP必須性の査定、ライセンス条件の裁定を一機関で実施する意欲的な枠組みだ。この欧州の新たな枠組みが発表されるや否や、域内外からの反発があり、欧州議会の常設委員会からも多くの修正案が提出された。そこで、本稿では、SEPに関する規則案の概要の解説を中心として、規則案に対する域内外の反発と常設委員会からの修正案の概要と規則案の問題点にも触れる。併せて米国、中国、日本において当局がSEPに関して発表したガイドライン等の動向について紹介する。

目 次

1. はじめに
2. 標準必須特許に関する訴訟の特殊性
 2. 1 FRAND宣言と誠実交渉義務
 2. 2 欧州における司法判断の一貫性の欠如
 2. 3 透明性や予見可能性の欠如を是正する規則の必要性
3. 欧州委員会による標準必須特許に関する規則案の概要
 3. 1 コンピテンスセンターの設置
 3. 2 コンピテンスセンターを通じて利用可能となるSEPに関する情報（規則案Title III）
 3. 3 標準規格及び累積ロイヤルティの届出
 3. 4 SEP必須性の検査（Title V）
 3. 5 FRAND裁定（Title VI）
4. 規則案に対する域内外の反発
 4. 1 米国政府機関の元高官からの書簡
 4. 2 欧州のSEP保有者団体からの反発
 4. 3 欧州議会常任委員会からの修正案
 4. 4 規則案の問題点
5. 米国、中国、日本の動向
 5. 1 米 国
 5. 2 中 国
 5. 3 日 本
6. おわりに

1. はじめに

欧州委員会による標準必須特許に関する規則案（以下「規則案」¹⁾）は、欧州連合（European Union：EU）における一機関である欧州連合知的財産庁（European Union Intellectual Property Office：EUIPO）内部に「コンピテンスセンター」を設立して、SEPの必須性の査定とSEPの登録、累積ロイヤルティ（実施料）の算定等の重要事項の運営・管理を管轄させようとするものである。

まず、SEPに関する訴訟の特殊性を確認してから、規則案の概要を紹介する。

2. 標準必須特許に関する訴訟の特殊性

製品間の互換性を確保することにより技術を普及させて市場を拡大し、経済効率性を高めることを目的として、標準化団体（SDO）²⁾ が採用した技術仕様のことを「標準規格」という。

* TMI総合法律事務所 パートナー弁理士
Toshifumi ONUKI

規則案の定義によれば、「標準必須特許」(SEP)とは、標準規格に必須の特許(特許を侵害せずに規格に準拠した実装・方法を製造・使用することが不可能な請求項を少なくとも一つ含む)をいう(規則案第2条)。

通常の特許権侵害紛争では、特許権者は独占排除力を背景として侵害者に対峙することができ、一般的に特許権者は有利である。侵害者が特許権者の申し出たライセンスに同意しない場合には、特許権者は交渉を断念して訴訟を提起したりライセンス条件を変更したりできる。

しかし、SEPを巡る紛争の場合、特許権者たるSEP保有者に必ずしも交渉上の優位性は保証されない。標準規格の公益性からSEPに関する権利行使が制限される場合があるからである。これが世界中の裁判所でSEPに関して争われている訴訟における特殊性である。

2. 1 FRAND宣言と誠実交渉義務

標準規格を使用しなければ市場に参入できない規格使用者にとって、市場参入するためにSEPの侵害回避が不可能となれば、市場参入と引き換えにSEP保有者から法外なライセンス料を要求されたりライセンス設定を拒否されたりする可能性がある。

SEP保有者にとっても、標準規格が多くの規格利用者によって利用されて普及しなければ、多額の開発投資を費やして特許を組み込んだ標準化作業が無駄になってしまう。規格利用者がライセンス交渉を不当に引き延ばせば、標準規格の普及促進に足かせとなってしまふ。

標準規格が普及して規格使用者が多くなるほど、SEPを巡るライセンス交渉が増えて、市場に混乱が生じうる。そこで、標準規格を定める標準化団体はSEPの取り扱いについてのIPR(Intellectual Property Right)ポリシーを定め、SEP保有者に、「公正、妥当かつ無差別な」(Fair, Reasonable, And Non-Discriminatory:

FRAND)条件でライセンスすることを標準化団体に約束する旨のFRAND宣言をすることを義務づけている。

しかし、いくら標準化団体がIPRポリシーを規定してFRAND宣言を義務化しても、SEP保有者と規格利用者とは利害が衝突し、FRAND宣言に基づく実施許諾であるFRANDライセンスに基づく実施料(FRANDロイヤリティ)とライセンスの条件(FRAND条件)を巡る当事者間の交渉は容易ではなく、しばしば裁判所が最終判断の場となる。

FRAND宣言がされたSEPを巡って裁判所で争われるFRAND訴訟では、長年にわたる裁判例の蓄積により、当事者がどのような姿勢でライセンス交渉に臨んできたのか等の誠実交渉義務が重視されるようになっている。

2. 2 欧州における司法判断の一貫性の欠如

世界標準といわれる標準規格は、LTE、5G、Wifiといった汎用性の高い無線通信技術について、世界各国で統一的な技術仕様を定義するものであるため、同一の標準規格に関するSEPを巡って、当事者は世界各国でFRAND訴訟を提起しなければならない。しかし、特許制度も司法制度も各国で独立しているのが原則であり、FRAND訴訟における裁判所の判断も各国で異なることとなり、FRANDロイヤリティも一貫しないものとなる。

欧州では、FRAND宣言下の誠実交渉義務に関し、2016年に画期的な判決がなされた。ファーウェイ対ZTE判決³⁾(以下ファーウェイ判決)において、デュッセルドルフ地裁は支配的地位の濫用について欧州連合司法裁判所(CJEU)に判断を委ね、CJEUはFRANDライセンスの具体的な交渉ステップを示した。ファーウェイ判決はFRANDライセンスの誠実交渉義務に関する要件を交渉ステップに沿って具体的に明らかにした点で意義がある。

しかしながら、ファアーウェイ判決後においても、オランダ、フランス、ドイツなどの域内各国の裁判所は、欧州域内又はグローバルなSEPに関するFRAND訴訟において異なるアプローチで個別の状況に応じた判決を下してきた⁴⁾。

2. 3 透明性及び予見可能性の欠如を是正する規則の必要性

このような域内の各国裁判所における一貫性のない判決に鑑み、欧州委員会は、SEPライセンスに関する指針である2017年の欧州コミュニケーション⁵⁾において、裁判所による個別の従来型解決では、透明性及び予見可能性が欠如しており、紛争や訴訟が長期化するといった問題を指摘した。さらに、2020年のIPアクションプラン⁶⁾では、訴訟よりも善意の交渉を促進する、より明確で予測可能なフレームワークの必要性を強調した。

3. 欧州委員会による標準必須特許に関する規則案の概要

今回の規則案は、これらの流れに沿って提案されたものである。欧州委員会は、規則案の覚書⁷⁾において、このような一貫性のないFRAND訴訟は、透明性の欠如とFRAND条件の決定問題における複雑さが主要因であることを指摘し、透明性を確保し、SEPライセンスを促進するためには、国別の個別対応では不十分であり、欧州全域に及ぶ解決策でなければならない理由として、以下を挙げている⁸⁾。

- 1) 国別の個別対応では、特定の標準規格のSEPに対する異なる国ごとに解決策が提示されること。
- 2) 特許が標準規格に真に必須であるかの必須性チェックを国別かつ個別に行うのは大変なこと。
- 3) 非集中型の紛争解決プロセスでは、同一のSEPポートフォリオに対して異なる結

果を生じ、欧州域内でフォーラムショッピングの余地を与えうること。

規則案によれば、EUの1以上の加盟国で有効なSEP保有者に適用され、標準規格の実施と無関係な無効・侵害の主張には適用されないものとしている（規則案第1条第5・6項）。

以下、規則案の概要を説明する。

3. 1 コンピテンスセンターの設置

規則案において中心的役割を担うのは、欧州連合知的財産庁（EUIPO）内部に設立されるコンピテンスセンターであり、SEPに関する透明性の確保及びFRAND裁定（determination）を支援し、主に以下の業務を遂行するものとされている（第3条第1項、第2項各号）。

- (a) SEPの登録簿・データベースの作成・維持
- (b) 評価人（evaluator）・調停人（conciliator）の名簿の作成・管理
- (c) SEPの必須性査定（assessment）のためのシステムの設定・運営
- (d) FRAND裁定プロセスの作成・運営
- (e) 評価人・調停人の研修の提供
- (f) 累積ロイヤルティ裁定プロセスの運営
- (g) 必須性検査（check）の結果・意見、FRAND裁定（determination）の非機密報告の公開/SEP判例入手容易化/FRAND裁定の方法論・FRANDロイヤルティの非機密情報の蓄積
- (h) 中小企業へのSEP関連研修・支援・一般的な助言の提供
- (i) 規則の目的を支援する研究その他活動の実施
- (j) SEPライセンスに関する認識高揚

3. 2 コンピテンスセンターを通じて利用可能となるSEPに関する情報（規則案Title III）

コンピテンスセンターは、各種項目を含む登録簿（第4条）や電子データベース（第5条）に以下のような情報を登録する。

- (a) SEPが組み込まれる可能性のある製品等の情報やロイヤルティ・割引方針を含むSEPのライセンス条件に関する情報（第7条）
- (b) 加盟国の管轄裁判所による必須性の最終決定や評価人による必須性検査（第8条）
- (c) パテントプールが公開し通知したSEPに関する情報（第9条）
- (d) 加盟国の管轄裁判所による差止命令・侵害訴訟・必須性有効性・優越的地位濫用・FRAND条件の裁定等に関する情報（第10条）
- (e) 加盟国の裁判外紛争解決手段でFRAND条件の算出に使用された方法論等（第11条）や、コンピテンスセンター等が収集した第三国のSEP関連規則に関する情報（第12条）
- (f) 利害関係者から提供された全データ、評価人・調停人の意見等（第13条）
- (g) 標準規格・累積ロイヤルティに関する情報（第14条等）
- (h) SEPの必須性検査に関する情報（Title V）
- (i) FRAND裁定の結果（Title VI）

3. 3 標準規格及び累積ロイヤルティの届出

規則案は、標準規格やFRANDロイヤルティに関して届出義務を課している。

締約国で有効なFRAND宣言（commitment）がされた標準規格に必須な特許の保有者又は標準化団体は、標準規格の名称、関連技術仕様リスト等を所定期間内にコンピテンスセンターに通知しなければならない（第14条）。この通知

は当該標準規格を定義する技術仕様の公開日から所定期間内にしなければならない（同条第2項、第3項）、当該通知はEUIPOのウェブサイト公開され、利害関係者は公開から所定期間以内にコメントを提出することができる（同条第6項）。1つの標準規格に複数のSEP保有者がいる場合は、当該複数のSEP保有者は、共同で、累積ロイヤルティをコンピテンスセンターに通知してもよい（第15条第1項）。当該通知には、標準規格の名称、標準規格が定義する技術仕様リスト、SEP保有者らの名前、通知に係るSEP保有者らの全SEP保有者に対する割合、グローバルな累積ロイヤルティ等を含めなければならない（同条第2項）、通知は公開される（同条第4項）。

規則案は、累積ロイヤルティを決定するための調停人を介したプロセスも規定する。ある標準規格に関する全SEPの少なくとも20%を有するSEP保有者は、調停人を要請することができる（第17条）。

また規則案は、グローバルな累積ロイヤルティについて、SEP保有者らはコンピテンスセンターに拘束力のない鑑定を要請することも規定する（第18条第1項）。この鑑定の審理プロセスには、利害関係者が参加可能である（同条第4項、第5項）。

利害関係者が該当標準規格に関する全SEPの相当割合を保有している場合には、コンピテンスセンターは3人の調停人からなるパネルを任命する（同条第6項）。パネルはSEP保有者らに累積ロイヤルティ又は額を決定できない正当理由のいずれかを提出させ、審理の上8月以内に鑑定結果を提供する（同条第8項～第10項）。鑑定結果は公開される（同条第11項）。

前述のSEPの登録と同様に、コンピテンスセンターは、所定期間内に、累積ロイヤルティ及び関連情報を登録簿に記録する（第19条第1項）。そして、累積ロイヤルティ等が記録され

た旨を利害関係者に知らせ、EUIPOのウェブサイトで公開する（同条第2項）。公開された累積ロイヤルティ等も登録簿に登録される（第20条）。

3. 4 SEP必須性の検査（Title V）

規則案は、コンピテンスセンターがSEPの必須性検査についても管理運営することを義務化している（第28条第1項）。必須性検査はコンピテンスセンターが任命した評価人によって実施される（同条第2項）。必須性検査は1パテントファミリーあたり1件のSEPに限られる（同条第3項）。評価人は、必須性検査の結果及び理由を評価書に要約する（同条第5項）。

（1）年次の必須性検査

規則案は、登録簿に登録された異なるパテントファミリーから抽出されたSEPについて必須性検査を毎年実施することを義務化している。必須性の検査手順は公平で正確なものとされ、詳細な検査手順に関する実施規則は、欧州委員会が決定する（第29条第1項）。

コンピテンスセンターは、SEP保有者に必須性検査のために選ばれたSEPを知らせ、SEP保有者はSEPと関連標準規格との対応関係を最大5つまで示したクレームチャートを提出することができる（同条第2項）。

コンピテンスセンターは、必須性検査のために選択されたSEPについての一覧を公表する（同条第3項）。

SEP保有者及び規格利用者の双方は、必須性検査のために、毎年自主的に、異なるパテントファミリーから100件までの登録済みSEPを提案できる（同条第5項、第6項）。コンピテンスセンターは、必須性検査のために登録簿から評価人を任命する（同条第7項）。

方式要件や手続上の要件に違反があった場合、コンピテンスセンターは、利害関係者の要

請に応じて、審査結果を維持するか取り消すかを決定する（第29条第9項）。取り消す場合は新たな評価人を再任命する（同条第10条）。審査のレビューを要請した当事者は、当該決定に不服のある場合には、コンピテンスセンターの認定から2月以内に、EUIPOの審判部に不服申立ができる。審判部は、不服申立を拒絶するかコンピテンスセンターに新たな評価人の再任命を要求するかをして、関係者に通知する（同条第11項）。

（2）必須性検査の審査手順

コンピテンスセンターが任命した評価人は、SEP保有者に所定期間内に見解書を提出することを要請できる（第31条第2項）。評価人は、任命から6月以内にSEP保有者からの情報を考慮の上、必須性検査の結果を含む見解書を発行する。コンピテンスセンターは、見解書をSEP保有者に知らせる（同条第4項～第6項）。

SEPに必須性がないとの心証を評価人が持った場合、コンピテンスセンターはSEP保有者に通知して、指定期間内に意見書を提出するかクレームチャートを補正するかをSEP保有者にさせなければならない（同条第3項）。

SEP保有者は、指定期間の満了前に再評価（peer evaluation）を要求できる（第32条第1項）。コンピテンスセンターは当該要求に応じて再評価人を任命する（同条第2項）。再評価人は、最初の評価人による必須性がないとの理由や補正されたクレームチャート、SEP保有者の追加の意見を考慮する（同条第3項）。

再評価人が最初の評価人の結論を肯定する場合には、その旨の見解をコンピテンスセンターに通知する。コンピテンスセンターはこの見解に対し、SEP保有者に意見書を提出する機会を与える（同条第4項）。

再評価人は、SEP保有者の意見を熟慮して、任命から3月以内にコンピテンスセンターに最

終見解を発行する（同条第5項）。コンピテンスセンターは、SEP保有者に最終見解を通知する（同条第6項）。

評価人・再評価人による必須性検査の結果は登録簿に記録され、データベースに記録される。必須性検査の結果は同一のпатентファミリーに属する全てのSEPについて有効なものとされる（第33条第1項）。

3. 5 FRAND裁定（Title VI）

規則案は、従前裁判所が最終判断していたFRAND条件を決定する手続についてもコンピテンスセンターが主導することを規定している。

（1）FRAND裁定の開始

FRAND裁定は以下の者によって開始される（第34条第1項）。

- （a）加盟国の管轄裁判所にSEP侵害を訴える前の、SEP保有者
- （b）上記裁定の委託又は加盟国の管轄裁判所にSEPライセンスのFRAND条件の査定がされる前の、実施者

FRAND裁定を要求した当事者を「要求者」、当該委託に応答する当事者を「応答者」という（同条第2項）。

FRAND裁定期間中、当事者は管轄裁判所に手続中止を請求できる（同条第4項）。FRAND裁定が終了したら、仮・予防・是正措置を含む全ての手続が可能となる（同条第5項）。

（2）FRAND裁定の開始要求

FRAND裁定は、要求者、応答者、SEPの登録番号、標準規格の名称、ライセンス交渉のサマリーや他の裁定の表示等を含む書面をコンピテンスセンターに提出することによって開始される。書面にクレームチャート及び必須性検査の証明も含めてよい（第36条第1項、第2項）。

（3）FRAND裁定の要求・応答の通知

コンピテンスセンターは所定期間内に応答者に要求があった旨を通知し、応答者は通知受領から所定期間内にFRAND裁定に同意し裁定結果に従うことを誓約する旨を通知する（第38条第1項、第2項）。

応答者が上記期間内に応答せず、不参加を通知し、又は裁定結果に従わないことを通知した場合、コンピテンスセンターは要求者に通知する。これに対し、要求者が所定期間内に、裁定の継続及び裁定結果の遵守を誓約した場合、裁定を継続する。要求者が期間内に応じなかった場合、裁定は終了する（同条第3項）。

応答者が裁定に同意し、かつ、要求者が裁定結果に従うことを条件とすることも含めて裁定結果に従うことを誓約した場合、コンピテンスセンターは要求者に通知し、期間内に裁定結果に従うかを誓約することを要請する。要求者が従う場合にはFRAND裁定は継続し、裁定結果は両当事者を拘束する。

要求者が期間内に応答せず、又は裁定結果に従わないことを通知した場合、コンピテンスセンターは応答者にその旨通知し、所定期間内に裁定の継続の可否を示すよう要請する。これに対し、応答者が裁定の継続を要求した場合、FRAND裁定は継続する。応答者が期間内に応じなかった場合、裁定は終了する（同条第4項）。

当事者の一方が裁定結果に従うが他方が所定期間内に従うことを通知しなかった場合、コンピテンスセンターは誓約通知を適用し、所定期間の満了から所定日以内に誓約を提出することを通知する（同条第5項）。

FRAND裁定は、当事者の別段の定めがない限り、グローバルSEPライセンスに関与するものとする。中小企業はFRAND裁定の領域範囲の限定を要求できる（同条第6項）。

(4) FRAND裁定の期間

当事者間に別段の定めがない限り、裁定要求の提出から手続終了までの期間は、9月を越えないものとする（第37条第1項）。加盟国の管轄裁判所への提訴制限期間は、FRAND裁定の期間中中断する（同条第2項）。

(5) 調停人の選定

コンピテンスセンターは名簿から3人の調停人の候補を提案し、当事者は一人を選択する（第39条第1項）。当事者が調停人に賛同しない場合には、コンピテンスセンターは別の候補者を選択する（同条第2項）。選択された候補者は、裁定の調停人としての業務受任をコンピテンスセンターに通知し、コンピテンスセンターは受任を当事者に通知する。通知後に調停人は任命され、案件が付託される（第39条、第40条）。

(6) 書面による手続

調停人は、当事者に、FRAND条件の裁定に関する意見を証拠とともに指定期間内に提出することを要請できる（第43条）。

(7) FRAND裁定に対する異議

当事者は、最初の書面提出前であれば、法的理由に基づいて、調停人がFRAND裁定をできない旨を主張する異議を提出できる。他の当事者には意見を提出する機会が与えられる（第44条第1項）。

(8) FRAND裁定の実施

調停人は、独立した公平な態度で、FRAND条件の裁定に至る当事者の努力を支援する（第45条第1項）。当事者は、調停人に協力する。特に、面談への参加と、関係書類提示の要請に従い、調停人の求めた証人や有識者へのヒアリングができるように任意の手段を使用するものとする（同条第3項）。応答者はFRAND裁定の

終了前にいつでも参加できる（同条第4項）。手続のいずれの段階でも両当事者の要求があれば、調停人は裁定を終了する（同条第5項）。

(9) 当事者の関与の不履行

一方の当事者が調停人の要求に応じないか、裁定結果に従う旨の誓約を取下げるか、裁定の要件を満たさない場合、調停人は当事者にその旨通知する（第46条第1項）。調停人の通知を受領したら、誓約している当事者は、調停人に、FRAND裁定を提案するか、手続を終了するか、のいずれかを要求できる（同条第2項）。

(10) 第三国で並行する手続

FRAND裁定の前または期間中に、(a) 第三国での法的拘束力のある裁判所・行政機関における手続であって、(b) 同一の標準規格・実施に関するライセンス紛争等に関し、(c) 一方の当事者が関与する手続が開始された場合には、調停人は、他方の当事者の要求に応じて、FRAND裁定を終了しなければならない（第47条）。

(11) FRAND条件の裁定の提案

調停人や当事者は裁定中いつでもFRAND条件の裁定について提案することができる（第50条第1項）。要求者が提案書を提出した場合は、応答者は意見を表明するか、書面で対案を提出する機会が与えられる（同条第2項）。

FRAND条件を提案するに際し、調停人は、FRAND条件の裁定がバリューチェーン及びSEP保有者・利害関係者双方によるイノベーションのインセンティブに与える影響を考慮すべきとされ、その目的のために、有識者の意見、追加の情報の要求、及び有識者・利害関係者への聴聞に頼ることができる（同条第3項）。

(12) FRAND条件の裁定の勧告

調停人は、裁定期間の少なくとも5月前に

FRAND条件の裁定について書面の勧告を当事者に通知しなければならない（第51条）。

いずれの当事者も詳細で根拠ある提案書を提出しなければならない（第52条）。

調停人が必要と認めるとき、又は、当事者の要求により、上記提案書の提出から所定期間以内に口頭審理が実施される（第53条）。

（13）調停人によるFRAND条件の裁定の提案書

調停人は、裁定期間終了の少なくとも45日前に、FRAND条件の裁定についての提案書を提出しなければならない（第55条第1項）。当事者はいずれも上記提案に対する意見書及び提案に対する補正書を提出することができる（同条第2項）。

（14）FRAND裁定の終了及び終了通知

前述した裁定の終了に加えて、FRAND裁定は以下のいずれかで終了する（第56条第1項）。

- (a) 当事者の署名済み和解契約書
- (b) 第55条に規定された調停人による提案書を受諾する旨の当事者の署名済み宣誓書
- (c) 第55条に規定された調停人による提案書を受諾しない旨の一方の当事者による宣誓書
- (d) 一方の当事者が、第55条に規定された調停人による提案書へ応答しなかったとき。

FRAND裁定を終了する場合、コンピテンスセンターは終了から所定期間内に当事者に通知する（同条第2項）。

FRAND条件の裁定について判断を要請された、加盟国の管轄裁判所は、FRAND裁定の終了通知が送達されない限り、本案の審理を進めてはならないとされる（同条第4項）。

調停人は、当事者に以下の内容を含む報告書を提供する（第57条第1項、第2項）。

- (a) 当事者の名前
- (b) FRAND裁定の査定結果（機密）

- (c) 同意されなかった主な争点の要約（機密）
- (d) 機密でない方法論と調停人による査定内容。

当該報告書は、当該当事者とコンピテンスセンターのみ参照可能である（同条第3項）。

いずれの当事者も、FRAND裁定に対する他方の当事者に対して、加盟国の管轄裁判所におけるいかなる手続においても当該報告書を提出することができる（同条第4項）。

（15）既存の標準規格の登録手続の開始

規則案は、施行前から存在する標準規格についても規則案を適用する途を設けている。規則案の施行前に発行された標準規格のSEP保有者又は実施者は、規則案の施行から28月までの間に、コンピテンスセンターに既存の標準規格を報告することができ（第66条第1項、第2項）、規則案の施行から30月までの間に、SEPの必須性について有識者の鑑定を要求できる（同条第3項）。欧州委員会は、SEPライセンス交渉で域内市場に問題を生じていると認める場合には、十分な諮問手続の後、該当する既存の標準規格を特定して、規則案のどの手続等を適用するかを決定する（同条第4項）。

4. 規則案に対する域内外の反発

上述した規則案の公式発表に前後して、域内外の実務者、団体から当該規則案に対して懸念が表明され、欧州議会内の常設委員会からは修正案が提出された。

4. 1 米国政府機関の元高官からの書簡⁹⁾

2023年4月20日、フォン・デア・ライエン欧州委員長あてに、米国の5人の大統領（クリントン、ブッシュ、オバマ、トランプ、バイデン）に仕えた元政府高官6人の連名で重要な書簡が送られた。元政府高官には、米国特許商標庁長官であったDavid J. Kapposも含まれる。書簡は3つの懸念を示している。

(1) 経験のない機関を不必要にSEPライセンスのコアに入れ込んでいる

書簡は、規則案が特許に関して実質的経験を有しないEUIPOを最も複雑な特許分野に介在させることは、特許権行使に遅延を生じ、知的財産権の価値を棄損する不確実な実施料導入をもたらす、欧州のイノベーションを阻害すると断じている。SEP保有者が9月ほど要するFRAND裁定がされるまで裁判所に訴えることができないことは、複雑な問題を解決するために必須の知識を有する機関の手からSEPライセンス紛争を取り上げ、不当に長くSEP保有者を待たせると指摘する。規則案はFRAND裁定で同意に至ることの難しさを過小評価しており、効率的な結果やイノベーションを妨げる不要に官僚的なものと述べている。

(2) 欧州特許の価値を棄損する非民主的な実施者依存の国際競争者を誘引する

書簡は、欧州連合が、特許保有者の欧州裁判所への侵害主張を中国が禁訴令を行使して拒否する政策はTRIPS協定に基づく中国の義務に反すると主張したことを挙げ、今度は規則案が欧州のSEP保有者が欧州の裁判所に救済を求める能力を棄損していると指摘する。

また行政機関が行うFRAND裁定や設定する累積ロイヤリティは、拘束力がないとされていても、実施者依存の国内経済を有する国家が、当該FRAND裁定や累積ロイヤリティを拘束力あるものとして欧州のイノベーションを阻害するために使わない理由がないと主張する。

(3) 規則案は必要性を示す経験的支持を欠く

書簡は、規則案は欧州の中小企業を濫用的SEP関連訴訟から保護すると述べているが、これを支持する実質的な証拠が示されていない、と批判する。

また、IoT市場の急速な拡大がFRANDロイ

ヤリティの同意を困難にし、交渉を遅らせ、交渉コストを上げ、SEP保有者の収益と開発への投資判断に影響し、もって標準化への参加にも影響するという主張も、根拠のない憶測だと批判している。これに反し、現実世界ではSEPを実施する製造業界ではSEP関連訴訟が減少し、規則案が解決すべきとする組織的なホールドアップ問題は存在しないと述べている。

4. 2 欧州のSEP保有者団体からの反発

2023年8月には、Ericsson, Nokia, Interdigital, Philips, Qualcomm, Sisvel等を構成員とするIP Europeから反対意見¹⁰⁾が提出された。このSEP保有者の政策団体は、SEPをより透明性があり効率的で予測可能なものとするという目的では規則案を支持するものの、規則案では当該目的を達成不可能と断じる。

反対意見は、規則案がSEP保有者に裁定の期間中欧州裁判所に提訴する機会を否定している点について、SEP保有者に過度な負担を課すものだと主張している。また、SEPライセンス市場がグローバルなものとなれば規則案の法的根拠や委員会が価格決定者となることが疑問であり、ビジネスや財産、欧州裁判所へのアクセスを維持するという欧州連合の基本的権利条項に抵触すると述べている。そして、提案は委員会の達成目標に不釣り合いなもので、証拠上の基盤を欠くものと批判している。

4. 3 欧州議会常任委員会からの修正案

欧州委員会からの提案は、選任された常任委員会(Standing Committee)によって検討され、必要な修正案が提示される。欧州議会の告知¹¹⁾によれば、当該規則案を検討するのは、法務問題委員会(JURI)、国際貿易委員会(INTA)、及び域内市場・消費者保護委員会(IMCO)の3つであり、法務問題委員会が報告委員会として議会に報告書を提出する責務を有する。

(1) 法務問題委員会（JURI）の意見¹²⁾

法務問題委員会（JURI）からは、提案自体には賛同する方向性の下、合計780項目の修正案が提出されている。例えば、実施者によるライセンス交渉のグループを設置すること、いずれの当事者もコンピテンスセンターに累積ロイヤルティについて法的拘束力のない鑑定を要求できるようにすること、中小企業に便宜な手続とすること等が提案されている。

(2) 国際貿易委員会（INTA）の意見¹³⁾

国際貿易委員会（INTA）からは、累積ロイヤルティ裁定をEUIPOに付託することに否定的な意見として、110項目の修正案が提出されている。主なものとして、累積ロイヤルティ裁定に関する条項の削除、年次100件までのSEPを指定しての必須性検査の削除、裁判に訴える基本的権利を尊重する修正、FRAND裁定のパネルにSEP保有者と実施者を含める提案がされている。

(3) 域内市場・消費者保護委員会（IMCO）の意見¹⁴⁾

域内市場・消費者保護委員会（IMCO）からは、全体的には支持するとしながら提案が行き過ぎた部分があるとして152項目の修正案が提出されている。例えば、現在・未来の全SEPを対象とすべき点や、より広い利害関係者からも必須性検査やFRAND裁定を要求可能とする点が提案されている。

(4) 今後の審理手続

今回の規則案は、欧州議会の通常立法手続として審理されている。通常立法手続の流れを図1に示す。

現在、欧州委員会から提案された規則案が報告委員会である法務問題委員会（JURI）に送られ（A）、検討委員会として指定された国際

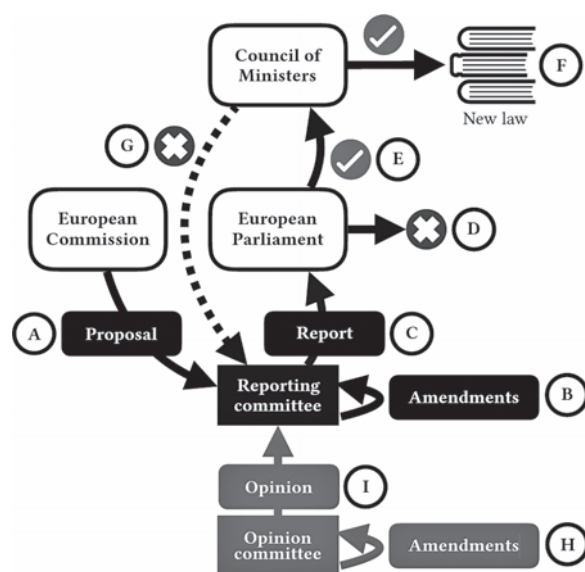


図1 欧州議会の通常立法手続（論文¹⁵⁾ Figure 1より転載）

貿易委員会（INTA）及び域内市場・消費者保護委員会（IMCO）で検討され修正案が全て挙げられた段階である（B）。今後、JURIは、これら修正案を取りまとめた報告書として欧州議会（2024年2月26日開催予定）に送る（C）。修正案付きの報告書は、欧州議会で否決されれば規則案は廃案となり（D）、採択されれば（E）さらに各国の閣僚で構成される評議会（Council of Minister）に送付される（E）。評議会がこれを採用すれば新法として立法化され（F）、修正が指示されれば報告委員会（JURI）に差し戻される（G）。この一連の手続が読会（Reading）と呼ばれ、課題の多い提案であると読会が何度も繰り返される。

規則案に対しては、推進役のJURIとIMCOが原則的に支持を表明しているため、欧州議会で廃案にされることはないであろう。仮に廃案になったとしても、2017年来の懸案であるSEPライセンスに対する取り組みを欧州委員会が断念するはずもなく、今回の修正事項を取り組んだ形で再提案されるに違いない。

欧州議会で規則案が採択されたとしても、3

つの委員会から挙げられた総計1000項目を超える膨大な修正案は、それだけ原案の課題の多さを示唆しており、評議会が修正案を承認して、第1読会の手続ですんなり採択される保証はない。まだ立法化までは時間がかかると考えていた方がよい。

4. 4 規則案の問題点

米国政府元高官の書簡や欧州議会常任委員会の修正案から明らかなように、規則案には数多くの懸念点が含まれている。懸念点の殆どは、従来裁判所で培われてきたSEPに関する審理手続が、特許に専門性のないEUIPO内部の一機関に委ねられることに起因している。

(1) 累積ロイヤルティを算定できるのか

FRAND宣言したSEP保有者は「合理的な価格」で規格使用者にライセンス提供することを約束しているが、この価格に定義はなく各SEP保有者の判断に委ねられ、規格使用者との合意が困難な場合には裁判所で判断される。

規則案は、SEP保有者が複数いる場合に累積ロイヤルティを共同でコンピテンスセンターに通知すると規定するが、SEPに関する裁判の争点となる「合理的な価格」について、そもそもSEP保有者間で合意ができる場合がどの程度あるのか疑問である。また、SEP保有者が多数存在する場合には累積されたロイヤルティが高額になるライセンス・スタッキングの問題が生じるが、この解決策を規則案は示唆していない。

規則案では、累積ロイヤルティについて拘束力のない鑑定を要請できるとされているが、コンピテンスセンターの任命する調停人に十分な判断能力があるのか、調停人に同意できるのか、公開された累積ロイヤルティに利害関係者から反発がないのか等、実務上疑問点が多い。

(2) SEP必須性を検査できるのか

SEPの必須性は、標準規格との対応関係を示したSEPのクレームチャートを、標準規格と突き合わせて、実質的に合致しているか否かで判断する。技術的事項の比較検討に基づく。

この点、規則案は、コンピテンスセンターが任命した評価人により必須性検査が実施されることになっているが、技術的事項の比較検討を十分に行える資質が備わっている者が任命されるのか疑問である。

また、規則案では、異なるファミリーについて100件までの登録済みSEPについて、毎年必須性検査が実施されると規定されているが、SEPは権利者側からも規格実施者側からも選択可能であるため、検査対象となるSEP総数は膨大なものとなりうる。可能な限り多くの登録SEPを維持したいSEP保有者に比べ、規格使用者は可能な限りSEP登録数を減らしたいと考えるものであり、多くのSEPについて必須性検査を要請する動機付けが働くであろう。また、規則案は、SEP登録を維持すべきとの審査結果に利害関係者が異議を申し立てる途を確保しているが、このような多数の検査や審理結果検討を遅延なく実施するには、評価人が何人いても足りない状態となるであろう。

(3) FRAND裁定を本当に達成できるのか

FRANDライセンスの具体的条件は、当事者間で合意が難しいところであり、過去各国の裁判所における判断が蓄積されてきた。

規則案は、コンピテンスセンターが任命した調停人によりFRAND裁定が実施されることになっているが、複雑なFRANDライセンス条件について十分に審理を行える資質がある者が任命されるのか疑問である。

また規則案は、FRAND裁定中の最大9月の期間中管轄裁判所へ提訴できないと規定されているが、調停人による審理に不服のある当事者

が長期間にわたって司法制度を利用できないことは、米国政府元高官からの書簡にも指摘されていたように、早期解決の妨げとなる。

(4) 実務に与える影響と留意点

規則案が立法化されたとすれば、欧州で標準規格に絡むビジネスを展開している法人は、大きな影響を受けるであろう。

SEP保有者の立場であれば、規則案（最終版）の詳細について熟知した上で、自らのSEPを多く登録していくことになろう。登録前に年次のSEP必須性検査に備えて、1パテントファミリーについてSEPを1件ずつ選定しておく必要がある。選択したSEPについては標準規格との対応関係を示すクレームチャートを準備しておく必要がある。

また、同一の標準規格に複数のSEP保有者が登録されている場合には、コンピテンスセンターへの登録前に累積ロイヤルティについて協議して合意を得る努力をしておく必要がある。合意が困難な場合にはコンピテンスセンターに鑑定を依頼することも考慮すべきである。鑑定結果に拘束力はないものの、参照価値のあるものとして交渉の出発点とすることができ。

規格利用者の立場であれば、SEPの登録簿を参照して、SEP保有者と登録SEPとを把握しておくことが必要である。そして、必須性に疑義があるSEPについては、年次のSEP必須性検査に選ぶことが妥当であろう。

また、登録簿に記録されたロイヤルティ・割引ポリシー、条件等を参照して当該標準規格の利用有無、利用する場合のFRAND裁定で交渉すべき点を検討しておくことが大切となろう。

立法化後は、欧州の管轄裁判所については強制力が働く。FRAND裁定期間中は管轄裁判所における審理は中断するが、外国裁判所については無論この限りではなく、FRAND裁定中に

外国裁判所に裁判が提起された場合、FRAND裁定は終了する。当事者としてFRAND裁定を要求した場合には、裁定終了まで外国裁判所での訴訟提起を躊躇せざるを得ないであろう。

5. 米国、中国、日本の動向

FRAND宣言されたSEPを巡っては多様な争点が存在し、各国の裁判所が事案の事実関係や当事者の個別事情を考慮して個別に判断を下してきた経緯がある。このような事情に鑑み、各国の当局は少しでも当事者の参考とすべく、ガイドラインや規定を発表してきた。

5.1 米 国

米国の規制当局が公表したものは、報告書や提言、ガイドラインに止まり、実質的な仕組みを創設したり拘束力を持たせたりするものはない。判例法の国らしく裁判所が考え方や枠組みを定めるからであろう。

(1) 連邦取引委員会（FTC）の報告書¹⁶⁾

2011年3月に発行されたこの報告書は、FTCが実施した2008年のヒヤリングや2010年のワークショップに基づき、特許警告や損害賠償の考え方等、競争を阻害する特許に関する問題を広く取り上げている。特に第7章において、FRAND交渉に言及し、合理的ロイヤルティが特許の技術的価値を超えて代替技術へのスイッチングコストも考慮して高くなる傾向について、裁判所に対し、FRAND宣言した特許の合理的ロイヤルティを決定するに際し、仮定的条件（特許が有効かつ侵害成立）下での交渉フレームワークを適用し、標準規格規定時に利用可能な代替技術による割増分にキャップを設けるべきことを推奨している（pp.191-194）。

(2) SEPの救済に関する政策提言¹⁷⁾

2019年12月に米国特許商標庁（USPTO）、米

国標準技術研究所（NIST）、及び米国司法省（DOJ）の反トラスト局が共同で発表した、FRAND交渉に関するSEP救済についての政策提言である。当該提言は、FRAND宣言された特許紛争では差止等の法的救済等が不可能といった特殊な法的規制が働くかのように誤解された2013年の政策提言を撤回し、特許権者のFRAND宣言は適切な救済を決定する要素であるが、特定の救済を禁ずるものではないという立場を明らかにしたものである。

当該提言は、FRAND交渉では両当事者が誠意をもって交渉に臨むべきであり、差止等の救済も利用可能であるとしている。

（3）知財契約における反トラスト法ガイドライン¹⁸⁾

2017年7月にDOJとFTCが発表した指針である。当該指針は、反トラスト分析において特殊性を考慮しながらも他の財産が絡む事案と同様の分析をすること、知的財産が市場競争力を発揮するとの前提に立たないこと等の原則を挙げてから各論に入っているが、特段SEP関連の問題を取り上げていない。揺れ動くSEP関連の判決や政策提言等に鑑みて、混乱を避けるため敢えて踏み込まなかったとも考えられる。

5. 2 中 国

中国は、体制が異なることもあり、ガイドラインと併せて、SEP保有者に強制的な報告・開示義務を課している。

（1）国家標準と特許に関する管理規定（暫定）¹⁹⁾

2014年1月に国家標準化管理委員会及び国家知識産権局により発行された規定であり、標準規格に関与する者は必須特許を即時に開示すべきこと、国家標準に係るSEP保有者にFRAND条件でのライセンス表明か拒否の声明かの選択が要求されること等を規定している。開示強制

という点で強権的な内容ではある。

（2）知的財産権分野における独占禁止に関する国務院独占禁止委員会の指南²⁰⁾

2019年1月より発効している国務院独占禁止委員会が制定したガイドライン（指南）である。当該指南は、経営者が標準制定に参加する場合に、SEP保有者が市場の支配的地位を有しているかの判断に当たる要素を挙げている。SEP保有者が実施者に高額なロイヤルティや不当な条件でのライセンスを求めた場合には競争排除行為となる可能性を指摘し、分析における考慮事項を挙げている。

（3）北京市高級人民法院による指南

北京市全域で有効な規定として、2018年9月20日に発効した「北京市高級人民法院による知的財産権裁判の強化によるイノベーション発展の促進に関する若干意見」²¹⁾がある。当該規定は、SEP案件の審理に関する方法論を規定しており、差止命令を認めるか否かについて裁判所が考慮すべき要素を明示し、SEPロイヤルティ計算で裁判所が考慮すべき事項を規定している。

また北京市全域で有効な2017年4月20日に発効した「北京市高級人民法院による特許権侵害判定指南」²²⁾は、特許権侵害の裁判における各種問題について規定するなかで、SEPについて触れている。当該指南は、SEP保有者による差止請求が制限されるべきこと、FRAND条件に違反したか否かが考慮されるべきこと等を規定し、FRAND義務に違反することになる行為が何であるかを明確に規定している。

5. 3 日 本

日本では、SEPを巡る裁判例が少ないが、SEPが産業政策上重要との位置づけから、情報提供や裁判外紛争解決の途を提供している。

(1) 標準必須特許のライセンス交渉に関する 手引き (第2版)²³⁾

特許庁が2018年に策定した初版に対して寄せられた提案を反映して2022年に改訂されたものである。内外の裁判例や競争当局の判断を考慮し、SEPライセンス交渉において当事者がどのように行動すべきかをまとめた手引きである。FRAND交渉において「誠実性」がどのように判断されるのか、交渉の各段階にわたって詳述している。またロイヤルティ算出の方法論についても広範に解説している。

法的拘束力がないと自認しながらも、SEPを巡る論点に広く触れている点で当事者の参考に資する専門官庁のガイドラインだといえる。

(2) 標準必須性に係る判断のための判定の利 用の手引き (改訂版)²⁴⁾

平成30(2018)年4月より特許庁が開始した、標準必須性の判断に判定を用いる運用についての2019年の改訂版の手引きである。

この手引きは、2017年度の産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会による提言(特許庁が公正・中立な立場から標準必須性について判定を請求可能とすることにより、必須性について予見可能性及び透明性を向上し、ライセンス交渉の円滑化を図るべき)に対応したものであり、判定を請求するに際しての具体的な運用指針を提示している。

概略の流れとして、最初に当事者である判定の請求人から仮想対象物品等(仮想イ号)を特定して特許発明との対比説明がされると、他方の当事者である被請求人が答弁し、審判合議体により特許発明と仮想イ号との対比と判断がされ、仮想イ号が特許発明の技術的範囲に属するか否かの判定がされる。仮想イ号の特定には標準規格文書が用いられ、根拠としてクレームチャートを提示することも可能とされている。

標準必須性の判定を当局が行う点で規則案と

似ており、当事者の関与が十分になされるか等の懸念はあるが、法的拘束力がないという前提があることと、特許に関する専門官庁である特許庁が関与する点で、規則案のような反発はないと考えられる。ただし、法的拘束力はないとは言え、専門官庁の下した判断であることから国内外の裁判所における必須性についての判断に少なからず影響を与え得るという点で、規則案と同様のインパクトがありうる。

(3) 知的財産の利用に関する独占禁止法上の 指針²⁵⁾

2016年1月に改訂された公正取引委員会のガイドラインである。当該ガイドラインは、特にSEPについて、FRAND宣言をしたSEP保有者がFRAND条件でライセンスを受ける意思を有する実施者に対してライセンスを拒絶したり差止請求したりする行為は不公正な取引方法に該当しうるものであるが、SEPの有効性、必須性や侵害有無を争うこと自体は誠実に交渉している限り、適正な行為であるとしている。

当該ガイドラインは、不公正な取引方法に該当しうる行為の考え方を日本の規制当局が明らかにしている点で意義がある。

(4) マルチコンポーネント製品に係る標準必須特許のフェアバリューの算定に関する 考え方²⁶⁾

経済産業省が2020年4月21日に発表したSEPのライセンス料に関するガイドラインである。IoTの浸透により増加するSEPライセンス交渉を円滑化するために、多数かつ複数の部品を含むマルチコンポーネント製品に係るSEPのロイヤルティ算定について、経済産業省の考え方を明らかにするものである。

マルチコンポーネント製品に係るSEPのロイヤルティ算定について、①ライセンス契約の主体の決定は「License to All」の考え方による

べきこと、②ロイヤルティは、「トップダウン」アプローチにより算定すべきこと、③ロイヤルティは、SEP技術を実施する主たる製品の価値のうち当該SEP技術が貢献している寄与率に基づいて算定すべきこと、という三原則を打ち出している。

産業の発展という特許法の法目的に馴染むロイヤルティ算定の方法論を行政官庁が提示している点で、当該方法論が自らの立場に有利なSEPの実施者にとって、参照価値の高い指針といえる。

6. おわりに

規則案は、SEP問題を一執行機関で包括的に決しようという積極的な試みであるが故に懸念点も多く、立法化されるまでの道程は短くはないであろう。しかし、SEPライセンスについての透明性及び予測可能性の向上という首肯せざるを得ない究極目的を掲げている点は、ルールメイキングによりゲームチェンジを図る欧州の特徴が表れていると考えられる。今後原案から多くの修正がされるであろうが、規則案は早晩何らかの形で成立するものと覚悟して備えておくべきであろう。

注 記

- 1) Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on standard essential patents and amending Regulation (EU) 2017/1001 COM (2023) 232 final
https://single-market-economy.ec.europa.eu/system/files/2023-04/COM_2023_232_1_EN_ACT_part1_v13.pdf
- 2) Standard Developing Organization : ISO (International Organization for Standardization), IEC (International Electrotechnical Commission), ITU (International Telecommunication Union), ETSI (European Telecommunications Standards Institute), IEEE (Institute of Electrical and Electronics Engineers) 等
- 3) *Huawei Tech. Co. Ltd. v. ZTE Deutschland GmbH*, Case C-170/13, July 16, 2015
- 4) 規則案の覚書では以下の判決を列記。オランダ : *Philips v Wiko*, Court of Appeal of The Hague, 2/7/2019判決, C/809/511922/HA ZA 16-623等 ; フランス : *TCT v. Philips*, Paris Court, 6/2/2020判決, RG 19/02085-Portalis 352J-W-B7D-CPCIX等 ; ドイツ : *SISVEL International S.A. v. Haier Deutschland GmbH. et al.*, German Federal Court of Justice, 5/5/2020判決, docket No. KZR 36/17等
- 5) Communication on Setting out the EU approach to Standard Essential Patents, COM (2017) 712 final, 29.11.2017
- 6) Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions Making the most of the UE's innovative potential An Intellectual property action plan to support the EU's recovery and resilience of 25 November 2020, COM (2020) 760 final
- 7) 前掲注1), Legal basis, pp.4-5
- 8) 前掲注1), Subsidiarity, p.5
- 9) COMMENTS ON EUROPEAN COMMISSION'S DRAFT "PROPOSAL FOR REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL ESTABLISHING A FRAMEWORK FOR TRANSPARENT LICENSING OF STANDARD ESSENTIAL PATENTS"
<https://www.documentcloud.org/documents/23785175-2023-04-20-comments-on-european-commission-draft-sepreparation-by-former-us-officials>
- 10) IP Europe Feedback on the European Commission Initiative on a New Framework for Standard-Essential Patents : Proposal for a Regulation
<https://ipeurope.org/wp-content/uploads/2023/08/EHYS-consultation-response.pdf>
- 11) Legislative Observatory European Parliament
[https://oeil.secure.europarl.europa.eu/oeil/popups/ficheprocedure.do?reference=2023/0133\(COD\)&l=en](https://oeil.secure.europarl.europa.eu/oeil/popups/ficheprocedure.do?reference=2023/0133(COD)&l=en)

- 12) Committee draft report PE753.697
https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/JURI-PR-753697_EN.pdf
 Amendments tabled in committee PE755.032
https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/JURI-AM-755032_EN.pdf
 PE755.977
https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/JURI-AM-755977_EN.pdf
 - 13) Committee opinion PE753.729
https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/INTA-AD-753729_EN.pdf
 - 14) Committee opinion PE753.649
https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/IMCO-AD-753649_EN.pdf
 - 15) Victor Kristof et al., War of Words : The Competitive Dynamics of Legislative Processes, WWW'20, April 20-24, 2020, Taipei, Taiwan, pp. 2803-2809
 - 16) "THE EVOLVING IP MARKETPLACE : ALIGNING PATENT NOTICE AND REMEDIES WITH COMPETITION"
<https://www.ftc.gov/sites/default/files/documents/reports/evolving-ip-marketplace-aligning-patent-notice-and-remedies-competition-report-federal-trade/110307patentreport.pdf>
 - 17) POLICY STATEMENT ON REMEDIES FOR STANDARDS-ESSENTIAL PATENTS SUBJECT TO VOLUNTARY F/RAND COMMITMENTS
<https://www.justice.gov/atr/page/file/1228016/download>
 - 18) Antitrust Guidelines for the Licensing of Intellectual Property
<https://www.justice.gov/atr/IPguidelines/download>
 - 19) 国家标准涉及专利的管理规定（暂行）
<http://www.cataarc.org.cn/upload/202107/01/202107011726250850.pdf>
 - 20) 国务院反垄断委员会关于知识产权领域的反垄断指南
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/origin/section20190104.pdf
 - 21) 北京市高级人民法院关于加强知识产权审判促进创新发展的若干意见
<https://www.bjcourt.gov.cn/ssfw/spzdwj/detail.htm?NId=150002898&channel=100014003>
 - 22) 北京市高级人民法院《专利侵权判定指南（2017）》
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/origin/section20170420.pdf
 - 23) 標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き 第2版 令和4年6月
<https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/document/rev-seps-tebiki/guide-seps-ja.pdf>
 - 24) 標準必須性に係る判断のための判断の利用の手引き 令和元年6月改訂
https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/document/hyojun_hissu_201906/01.pdf
 - 25) 知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針
<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/chitekizaisan.html>
 - 26) マルチコンポーネント製品に係る標準必須特許のフェアバリューの算定に関する考え方
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/smart_mono/sep/200421sep_fairvalue_hp.pdf
- （URL参照日は全て2024年1月8日）

参考文献

- ・ 藤野仁三，標準必須特許ハンドブック 第2版，2021，発明推進協会

（原稿受領日 2024年1月10日）